

始良市クラウドファンディング型ふるさと納税を活用した補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、魅力あるふるさとづくり及び地域活性化のために事業を実施する団体に対して、ふるさと納税を財源とした始良市クラウドファンディング型ふるさと納税を活用した補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、始良市補助金等交付規則（平成22年始良市規則第54号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ふるさと納税 地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する寄附金をいう。
- (2) クラウドファンディング型ふるさと納税 返礼品が提供されない寄附型のふるさと納税を活用し、事業提案団体が事業を実施するために必要な経費をインターネット等を通じて広く集める資金調達のことをいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。

- (1) 市内に事務所又は住所を有すること。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。
- (2) 補助金の交付を申請する時点において、市税等に滞納がないこと。
- (3) 活動の目的が、宗教又は政治的なものでないこと。ただし、国県市指定文化財の保護を目的としたものを除く。
- (4) 始良市暴力団排除条例（平成24年始良市条例第33号）第2条第2号に規定する暴力団員等又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと
- (5) 法令又は公序良俗に反する活動等をしていないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市の活性化及び交流人口の増加を図ることを目的として実施される次のいずれかの事業であって、公益性の高いもの
 - ア 環境及び景観の保全に係る事業
 - イ 教育、文化及びスポーツの振興発展に係る事業
 - ウ 少子化対策及び子育て支援に係る事業
 - エ 福祉の増進に係る事業
 - オ 産業及び観光の振興に係る事業
 - カ 地域づくり及び地域コミュニティの醸成に係る事業
 - キ アからカまでに掲げるもののほか、市長が適当と認める事業
- (2) 補助金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業でないこと。
- (3) クラウドファンディング型ふるさと納税による寄附金の目標金額が

100万円以上の事業であること。

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、クラウドファンディング型ふるさと納税により集まった寄附金から当該寄附金に係るふるさと納税ポータルサイト(以下「サイト」という。)の利用手数料、決済手数料、寄附金受領証明書等の送料及びその他事務に要する経費相当額を差し引いた金額を限度とする。

(事業認定の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体は、事前に、始良市クラウドファンディング型ふるさと納税を活用した補助事業認定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書(様式第2号)
- (2) 事業計画書(様式第3号)
- (3) 収支予算書(様式第4号)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(事業の認定)

第7条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査の上、事業認定の可否を決定し、始良市クラウドファンディング型ふるさと納税を活用した補助事業認定(不認定)通知書(様式第5号)により当該申請者に通知するものとする。

(寄附金の募集)

第8条 市長は、事業認定を受けた団体(以下「認定事業者」という。)及びサイト運営事業者と必要な事項について協議を行い、クラウドファンディング型ふるさと納税による寄附金を募集するものとする。

2 認定事業者は、当該クラウドファンディングの周知を行うなど、自ら積極的に寄附金を募集するものとする。

(寄附金額の通知)

第9条 市長は、寄附金の募集期間が満了し、寄附金額が確定したときは、始良市クラウドファンディング型ふるさと納税を活用した補助金内定通知書(様式第6号)により認定事業者に通知するものとする。

(認定事業の変更又は中止)

第10条 認定事業者は、クラウドファンディング型ふるさと納税により集まった寄附金が目標金額に達しない場合においても、当該事業の実施に努めるものとする。ただし、やむを得ない事情により事業計画を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに、始良市クラウドファンディング型ふるさと納税を活用した補助事業認定変更等申請書(様式第7号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査の上、変更等の可否を決定し、始良市クラウドファンディング型ふるさと納税を活用した補助事業変更等承認(不承認)通知書(様式第8号)により、認定事業者に通知するものとする。

(交付の申請)

第11条 補助金の交付を受けようとする認定事業者は、始良市クラウドファンディング型ふるさと納税を活用した補助金交付申請書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（交付の決定等）

第12条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査の上、補助金交付の可否を決定し、始良市クラウドファンディング型ふるさと納税を活用した補助金交付（不交付）決定通知書（様式第10号）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定に際し、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

（実績報告）

第13条 補助金の交付決定を受けた認定事業者（以下「補助事業者」という。）は、事業が完了したときは、速やかに始良市クラウドファンディング型ふるさと納税を活用した補助金実績報告書（様式第11号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第12号）
- (2) 収支決算書（様式第13号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第14条 市長は、前条の規定による実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、始良市クラウドファンディング型ふるさと納税を活用した補助金交付確定通知書（様式第14号）により補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前条による実績報告があったときは、市ホームページ等によりその概要を公表しなければならない。

（補助金の請求及び支払）

第15条 前条の規定により通知を受けた補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、始良市クラウドファンディング型ふるさと納税を活用した補助金交付請求書（様式第15号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求を受けた日から30日以内に補助金を支払うものとする。

（補助金の概算交付）

第16条 市長は、前条の規定にかかわらず、補助対象事業の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助金の全部又は一部を概算交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算交付を受けようとする場合は、始良市クラウドファンディング型ふるさと納税を活用した補助金概算払請求書（様式第16号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 概算交付を必要とする理由書
- (2) 事業資金計画表

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、当該補助金の返還を求めるものとする。

- (1) 法令又はこの告示に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段によって補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を不正その他不適當な用途に使用したとき。
- (4) 補助金のうち活用されなかった補助金があるとき。
- (5) 補助金の交付決定後に生じた事情の変更等により、補助金を交付することが適当でないとは判断されるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、始良市クラウドファンディング型ふるさと納税を活用した補助金交付決定取消通知書兼返還命令書(様式第17号)により、補助事業者に通知するものとする。

(返還された補助金の返還等)

第18条 前条の規定により返還された補助金は、始良市ふるさと応援基金に充当するものとする。

(書類の保管)

第19条 補助事業者は、補助対象事業に関する書類及び帳簿等の関係書類について、補助金を交付した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(雑則)

第20条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、告示の日から施行する。

(準備行為)

2 この告示を施行するために必要な準備行為は、この告示の施行前においても行うことができる。